

# 計画相談支援・障害児相談支援

## Q & A

計画相談支援・障害児相談支援 Q&A

(V e r 1)

平成 29 年 2 月 1 日 現在

西宮市健康福祉局

生活支援課

## 1. 指定基準関係

### 【取扱件数】

Q1：1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はあるか。

A：利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていない。

(厚生労働省 相談支援 Q&A 問3)

## 2. 指定事務関係

### 【相談支援専門員の兼務】

Q2：基準省令に相談支援専門員は専らその職務に従事すると規定されているが、兼務できるか。

A：相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯（相談支援専門員の当該事業所における勤務時間）を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。但し、計画相談支援、障害児相談支援のサービス提供時間帯において、計画相談支援、障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することが可能。

なお、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所の業務を兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。

(平成24年3月30日障発0330第22号・23号 解釈通知 第二の1の(1) から一部抜粋)

### 【相談支援専門員の兼務】

Q3：特定相談支援事業所障害・児相談支援事業所の管理者と相談支援専門員は兼務できるか。

A：管理者及び相談支援専門員の業務に支障がない場合は兼務することができる。

### 【相談支援専門員の兼務】

Q4：相談支援専門員と、併設される事業所のサービス管理責任者は兼務できるか。

A：共同生活援助及び宿泊型自立訓練以外の事業所のサービス管理責任者は常勤かつ専従なので、相談支援専門員を兼務することはできない。ただし、2人以上のサービス管理責任者を配置している場合で、基準上必要とされる常勤のサービス管理責任者以外の者は、支援に支障のない範囲で、それぞれに従事する時間を明確に分けたうえで兼務することができる。

(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号 解釈通知 第九の 1 の (2) 参考)

(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号 解釈通知 第十三の 1 の (4) 参考)

#### 【相談支援専門員の兼務】

**Q5**：相談支援専門員と、併設される事業所のサービス提供責任者は兼務できるか。

A：サービス提供責任者は、常勤かつ専従なので、相談支援専門員を兼務することはできない。ただし、2 人以上のサービス提供責任者を配置している場合で、基準上必要とされる常勤のサービス提供責任者以外の者は、支援に支障のない範囲で、それぞれに従事する時間を明確に分けたうえで兼務することができる。

(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号 解釈通知 第三の 1 参考)

#### 【相談支援専門員の兼務】

**Q6**：相談支援専門員と、併設される事業所の児童発達支援管理責任者は兼務できるか。

A：児童発達支援管理責任者（児童発達支援センターを除く）は、常勤かつ専従なので、相談支援専門員を兼務することはできない。ただし、2 人以上の児童発達支援管理責任者を配置している場合で、基準上必要とされる児童発達支援管理責任者以外の者は、支援に支障のない範囲で、それぞれに従事する時間を明確に分けたうえで兼務することができる。

(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 解釈通知 第三の 1 の (1) の⑤参考)

但し、上記についてはあくまでも西宮市の見解であり、兼務を行なう場合は、指定権者である兵庫県に確認する必要がある。

#### 【相談支援専門員の兼務】

**Q7**：相談支援専門員と、併設される事業所の直接処遇職員（生活支援員、職業指導員、就労支援員、児童指導員、指導員又は保育士等）は兼務できるか。

A：相談支援専門員及び直接処遇職員の業務に支障がない場合は、それぞれに従事する時間を明確に分けたうえで兼務することができる。ただし、当該事業所の利用者に対しては、相談支援に携わることはできない。

#### 【相談支援専門員の兼務】

**Q8**：相談支援専門員が、併設されるサービス提供事業所の職員と兼務する場合において、担当する障害者等に直接サービスを行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないか。

A：望ましくない。

(厚生労働省 相談支援Q&A 問37)

相談支援専門員が担当する利用者が利用するサービス提供事業所の業務と兼務する場合については、サービス提供事業所との中立性の確保や、異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用するサービス提供事業所の業務と兼務しない相談支援専門員が相談支援を実施することを基本とする。

①身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合

②支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）

③その他市町村がやむを得ないと認める場合

(平成24年3月30日障発0330第22号・23号 解釈通知 第二の1の(1) から一部抜粋)

但し当面は、本市では障害者総合相談支援センターにしのみやが必要に応じて、本人中心支援会議もしくはモニタリング会議に参加することとしており、中立性の確保や、異なる視点での検討を担うことから、サービス提供事業所の職員と兼務する相談支援専門員が、担当する障害者等に直接サービスを行っていない場合に限り、相談支援に携わることを可とする。

【西宮市運用】

#### 【相談支援専門員の兼務】

Q9：相談支援専門員が併設されるサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるか。

A：実施できる。

(厚生労働省 相談支援 Q&A 問 39)

### 3. 事務処理関係

#### 【本人中心支援会議】

Q10：本人中心支援会議を開催し、サービス等利用計画案を市に提出することで支給決定を受けるが、支給決定後においても、本人中心支援会議（サービス担当者会議）を開催する必要があるのか。

A：原則、開催する必要がある。但し、支給決定後においてサービス等利用計画案の内容を変更する必要がある場合は、会議の形式を求めるものではなく、必要に応じて関係機関への連絡、調整及び周知等を行なうことで差し支えないものとする。

なお、この場合においてもサービス等利用計画の作成、同意、交付を行なう必要があることに留意すること。

【西宮市運用】

## 【実施場所】

**Q11:** 計画相談支援、障害児相談支援の提供に当たって、自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合、相談支援事業所や日中通っている作業所等で行ってもかまわないか。

A: 計画相談支援の提供に当たっては、相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にかかるアセスメント、モニタリングの実施時には利用者の居宅等への訪問による面接と規定されているため、必ず居宅等に訪問すること。障害児相談支援の提供に当たっては、相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメント、モニタリングの実施に当たっては、利用者の居宅への訪問による面接と規定されているため、必ず居宅に訪問すること。ここに言う「居宅等」とは、居宅（グループホームを含む）、精神科病院、障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院であることに留意。なお、居宅等でアセスメントやモニタリングを行った後、通所作業所において本人中心支援会議やモニタリング会議を開催することは差し支えない。

(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号・23 号 解釈通知 第二の 2 の (11) の⑧・⑩から一部抜粋)

## 【基本相談支援】

**Q12:** 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談支援があったり、電話が頻回で対応せざるを得ない場合も基本相談支援で対応しなければならないか。

A: 対応する必要がある。計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、障害者総合相談支援センターにしのみやと連携したり、必要に応じてモニタリングの回数を増やす等の対応を検討されたい。また、地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

(厚生労働省 相談支援 Q&A 問 22)

なお、訪問した結果基本相談であっても、相談内容に付随して利用者の生活全体を捉える必要があり、障害福祉サービス事業所と連絡、調整を行なう必要がある場合に、その旨を記載することでモニタリング（1,310 単位）として請求を可とする。但し、事前に担当 CW 等に連絡をすること。

## 【地域生活支援事業】

**Q13:** 移動支援、地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。

A: お見込みのとおり。

(厚生労働省 相談支援 Q&A 問 24)

### 【地域生活支援事業】

**Q14:** 地域生活支援事業（移動支援や地域活動支援センター利用等）は計画相談支援の対象外のため、障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用する場合に、地域生活支援事業についてはサービス等利用計画に盛り込む必要は無いのか。

**A:** 地域生活支援事業は計画相談支援の対象外ではあるが、障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用する場合には、利用者の生活全体を捉える必要があるため、地域生活支援事業の種類、内容等の記載を求めている。なお、必要に応じ、訪問看護等の医療分野や教育分野についても記載することが望ましい。

### 【地域生活支援事業】

**Q15:** 計画相談支援の対象者で、移動支援、地域活動支援センター等の地域生活支援事業についての相談があった場合、対応しなければならないか。

**A:** Q12と同様。訪問した結果、地域生活支援事業の追加、変更であっても、相談内容に付随して利用者の生活全体を捉える必要があり、障害福祉サービス事業所と連絡、調整を行なう必要がある場合に、その旨を記載することでモニタリング（1,310単位）として請求を可とする。但し、事前に担当 CW 等に連絡をすること。

### 【対象者】

**Q16:** 障害児入所支援を利用している児童に、障害児相談支援を提供することは可能か。

**A:** 障害福祉サービス、障害児通所支援どちらにも該当しないため不可。

### 【対象者】

**Q17:** 障害福祉サービスと介護保険（65歳未満の生活保護受給者による介護扶助を含む）を併給しており、介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合、計画相談支援の対象者となるか。

**A:** ケアマネジャーにより対象者の日常生活全般の支援が行なわれるため、原則、計画相談支援の対象外となる。ただし、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等を利用する場合で、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認めた場合に対象とする。（※認めないことがあることに注意）

また、65歳到達により障害福祉サービスと介護保険の併給となる場合であって、家事援助や身体介護等、障害福祉サービス固有のものではないサービスを利用している場合、ケ

アプランにより対象者の日常生活全般の支援が行なわれるため、原則、計画相談支援の対象外となるが、例えば知的障害や精神障害により、障害固有の専門性の高い相談支援の必要性が認められ、ケアマネジャーだけでプランを作成することが困難な場合は、計画相談支援の支給を認める。なお、この場合においても、介護保険制度のケアマネジャーに相談支援を引き継げるよう努めること。 (厚生労働省 相談支援 Q&A 問 27 より一部抜粋)

#### 【モニタリング】

Q18：モニタリング期間の設定についての考え方如何は。

A：事務処理要領に標準的な期間が定められているが、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量等が千差万別であるため、市としても柔軟に対応する方針である。個別に担当 CW に相談されたい。

(厚生労働省 相談支援 Q&A 問 30 より一部抜粋)

#### 【モニタリング】

Q19：支給決定期間の満了月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

A：支給決定期間の満了月には必ずモニタリング及び本人中心支援会議を行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の満了月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

(厚生労働省 相談支援 Q&A 問 32 から一部抜粋)

#### 【モニタリング】

Q20：新規申請の場合で、モニタリング期間を当初 3 ヶ月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から 3 ヶ月か、支給決定した翌月から 3 ヶ月か。

A：どちらでも良い。対象者と相談支援事業所で協議するよう。また、対象者と相談支援事業所で必要性が無いと合意している場合は、当初 3 ヶ月毎月モニタリングを行なわなくても良い。

(厚生労働省 相談支援 Q&A 問 33 より一部抜粋)

#### 【モニタリング】

Q21：計画案を提出し支給決定を受けた後、次回の更新時期までの期間が短い場合、計画案の提出は必要か。

A：更新時にはモニタリング及び本人中心支援会議を行なうことが原則だが、直近（概ね 2

ヶ月以内) で計画案を提出し支給決定を受けた後、利用状況に全く変更を伴わずに更新決定を行なう場合は、担当 CW に報告の上、計画案の提出が無くとも良いものとする。

#### 【モニタリング】

**Q22** : 就労移行支援、自立訓練(生活・機能)で標準利用期間の定めがあり、他の障害福祉サービスと支給期間終了月が異なる場合は、誕生日月に本人中心支援会議を行なうだけで良いか。

A : 標準利用期間の定めのある障害福祉サービスについては、延長申請もしくは他サービスの利用申請等、本人の生活に大きく影響するため、必ずサービス利用支援の一連の手続きを行なうこと。

#### 【モニタリング】(18歳到達時)

**Q23** : 対象者が6ヶ月モニタリングの場合で、18歳到達時(高校3年生在学中)の受給者証更新の際にサービスに何ら変更が無く、高校卒業時に新規サービス追加等のためモニタリング(本人中心支援会議)を3月に行うことが想定されている時は、モニタリング時期をずらしても良いか。

A : 担当 CW と協議の上で合意すれば良いものとする。具体的には18歳到達月もしくはモニタリング月が概ね3ヶ月以内(12~2月)の場合は、本人と合意した場合に限り、3月に本人中心支援会議を行なう旨を市に連絡することで時期をずらしても良い。(※本人が会議を望んだ場合は開催するよう)

#### 【モニタリング】

**Q24** : 本人が入院や精神的不安定などでサービスの利用をしていない場合、モニタリングはどのような扱いになるのか。

A : サービスを利用していなくとも、モニタリングは行なう必要がある。入院等の事実が分かり、入院期間、本人の病状等を見極め、退院後の生活について関係機関と調整したり、新たな支援が必要な場合はそれを計画に位置づけることでモニタリングを行ったといえ、報酬算定は可能。入院が長期化する場合は、モニタリング結果をもとに障害福祉サービスの支給継続の可否を判断することとなる。なお、入院が長期化することが予想される場合は、地域移行支援の利用も検討すること。



### 【モニタリング】

**Q25**：障害福祉サービスの利用をやめるという連絡が入った場合、モニタリングを行なう必要は無いか、またモニタリングシート等の提出は必要ないか。

A：障害福祉サービスの利用がなくなるので終わり、ではなく、今後どうするのかを聞き取り、必要な場合は障害者総合相談支援センターにしのみやにつなげる等の対応をすることが望ましいため、モニタリングは必要。また、モニタリングを行っているためモニタリングシート等の提出も必要であり、報酬算定も可能。

### 【モニタリング】

**Q26**：支給決定期間の満了月に本人中心支援会議の開催、計画案の作成、本人からの同意、市役所に提出まで全て行うというのが想定されていると思うが、現実的に難しい。終期月ではなく、その前月に本人中心支援会議を設定したいが問題ないか。

A：問題ない。利用者と特定相談支援事業者で合意が取れていれば、必ずしも支給決定の最終月に設定しなければいけないというわけではない。

### 【セルフプラン】

**Q27**：セルフプランを作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。

A：基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員（CW）が作成することは想定していない。

### 【事業所の変更】

**Q28**：特定相談支援事業者の廃止や利用者の転居等により、別の特定相談支援事業者に契約変更し、契約変更後の相特定相談支援事業者が、契約変更前の特定相談支援事業者からサービス等利用計画の引き継ぎを受ける時はどのようにすすめれば良いか。

A：利用者の状況を把握するためモニタリング会議の開催を行なう。障害福祉サービスの種類追加や支給量が増加する場合、もしくは支給決定の最終月でない限りは、継続サービス利用支援費（1,310単位）として算定すること。なお、事業所変更は引継ぎが行なわれていることを前提としており、やむを得ない事情により引継ぎが行なえない場合は個々の事情により判断を行なうため、担当 CW に相談されたい。

【事務の流れ】

Q29：新規決定、支給サービスの追加、変更、特定相談支援事業所の変更等の場合の、提出書類の具体的な種類は何か。

A：以下のとおり。障害児相談支援も下記と同様の取扱とする。（※市への提出は必要無いが、アセスメントシート、サービス等利用計画等の書類は当然に作成、保管すること）

		①	② モニタリング				③	④
		計画相談新規決定時	I 障害福祉サービスの種類追加や支給量が増加する場合	II 特に変更が無い場合	III 障害福祉サービスの取り消しや支給量が減少する場合	IV モニタリング月以外に訪問対応し、かつ特に変更が無い場合	更新申請時	特定相談事業所変更時
届出書	計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書【17号】	●						
	計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書【18号】	●						●
計画相談関係書類	インテークシート	●	●				●	
	本人中心支援計画案（サービス等利用計画案）	●	●				●	
	現在のサービス利用状況と一般的生活状況シート【現在の生活】	●	●				●	
	本人中心計画（案）をふまえたサービスの利用希望と生活のイメージシート【週間計画表】	●	●		●		●	●
	モニタリングシート		●	●	●	●	●	●
書 申請	支給申請書 兼 利用者負担上限月額減免等申請書	※1	●				※2	
請求単位		1,611 単位	1,611 単位	1,310 単位	1,310 単位	1,310 単位	1,611 単位	1,310 単位

※1) サービス自体新規利用であっても、担当 CW の調査時に申請書提出を求めため、特定相談支援事業所からの提出は不要

※2) 更新用の申請書は市から郵送して提出を求めため、特定相談支援事業所からの提出は不要

#### 4. 報酬関係

##### 【障害児相談支援の初回加算】

Q30：新規に障害児支援計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、障害児支援利用援助を行なった場合、初回加算を算定できるとあるが、既に障害福祉サービスを利用しており計画相談支援を提供している場合には、障害児相談支援の初回加算は算定できないか。

A：算定できる。

(2016.10 厚労省に確認済)

初回加算について、以下の基準のいずれかに適合することと定められており、(1)に適合するため。

- (1) 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
- (2) 障害相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

(平成24年3月30日障発0330第16号 留意事項通知 第四の4から一部抜粋)

##### 【介護保険対象者の場合】

Q31：介護保険の対象者の場合、同じ者（ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う）がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるのか。

A：請求できる。なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながらプランを作成する必要がある。

(厚生労働省 相談支援 Q&A 問48)

なお、一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算となる。

(平成18年10月31日障発第1031001号 留意事項通知 第四の1(5)から一部抜粋)

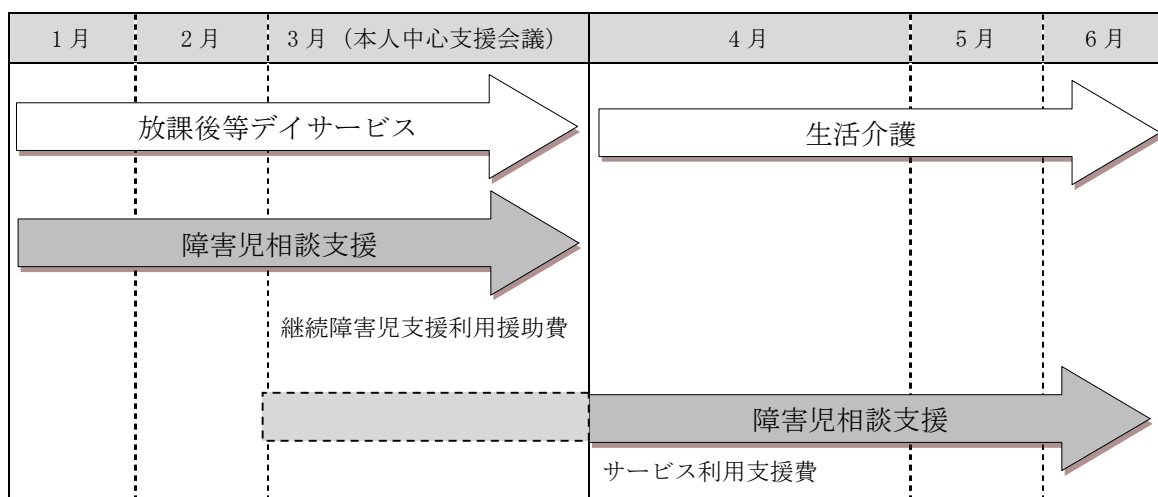
ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行なう場合の減算一覧表	
要介護状態区分が要介護1 又は要介護2のもの	居宅介護支援費重複減算(I)として、1月につき705単位を所定単位数から減算する。
要介護状態区分が要介護3、 要介護4又は要介護5のもの	居宅介護支援費重複減算(II)として、1月につき1,007単位を所定単位数から減算する。
要支援状態区分が要支援1 又は要支援2のもの	介護予防支援費重複減算として、1月につき112単位を所定単位数から減算する。

【障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い】（高等学校卒業時）

Q32：障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

A：同一月に特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。なお、この取扱いについては、障害児相談支援事業者から特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、障害児相談支援事業者と特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

(例)



(厚生労働省 相談支援 Q&A 問 63)

【特定事業所加算】

Q33：特定事業所加算について、相談支援専門員等について手厚い体制を整えている場合に、サービス提供ごとに 300 単位の加算が可能とあるが、算定可能な具体的な要件は。

A：特定事業所加算の算定には、次の①から⑥の 6 つの要件をすべて満たす必要がある。なお、以下について、「指定特定相談支援事業所」を「指定障害児相談支援事業所」と読み替えて差し支えない。

① 常勤・専従の相談支援専門員を 3 名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を 1 名以上配置

※2 名（相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員 1 名以上を含む。）を除いた相談支援専門員

については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の場合については、当該相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催

※次の要件を満たすものでなければならない

(一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- エ 保健医療及び福祉に関する諸制度
- オ アセスメント及び障害児支援利用計画の作成に関する技術
- カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- キ その他必要な事項

(二) 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。

(三) 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。

③ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保

※24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施

※相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供

※特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならない。また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければならないこと。

⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

(平成18年10月31日障発第1031001号 留意事項通知 第四の4から一部抜粋)

(平成24年3月30日障発0330第16号 留意事項通知 第四の5から一部抜粋)